

法第42条（道路の定義）

道路の区域、幅員、立ち並びの判断

道路の判断は次による。

1. 法の定義

① 法第42条第1項の道路

ア. 道路法による道路で幅員が4 m以上のもの（第1号）

イ. 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の促進に関する特別措置法による道路で幅員が4 m以上のもの（第2号）

ウ. 都市計画区域の指定時（法の施行前から都市計画区域に指定されている場合は、法の施行時（以下「基準時」という。））以前から存在する幅員が4 m以上の道（第3号）

エ. 道路法、都市計画法等の事業計画のある幅員4 m以上の道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの（第4号）

オ. 特定行政庁によりその位置の指定を受けた道路（第5号）

② 法第42条第2項の道路

基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4 m未満の道で次のいずれかに該当するもの。

ア. 道路法の道路（岐阜県建築基準法施行細則第2条第1号）

イ. ア. 以外で、幅員が1. 8 m以上の道（同条第2号）

2. 道路の区域の判断

① 原則として、法第42条の道路の交差点から交差点間（以下「道路区間」という。）で判断する。

② 建築物の立ち並びは、道路区間に複数の建築物の敷地が接していることで判断する。

3. 道路の幅員の判断

① 道路幅員は、原則として道路区間の最小の幅員で判断する。

② 道路側溝がある場合は、暗渠、開渠に関係なく、岐阜県道路位置指定基準第10条（幅員の定め方）による。

③ 道路側溝がない場合は、通行上支障のない範囲（隣地との間に高低差がない場合は、管理幅）とする。

④ 通行可能な部分とその他の部分に高低差がある場合は、通行上可能な範囲とし、法敷を含まない。

⑤ 道路と並行して水路がある場合は、双方設置管理者と協議を行ったうえ、次による。

ア. 水路が暗渠となっている場合で道路部分と一体に管理されているものは、当該水路を道路幅員に含める。

イ. 水路幅が1 m未満の場合は、水路を道路幅員に含める。

4. 法第42条第2項の立ち並びの判断

① 立ち並びの状態

ア. 原則として、基準時以前から道路区間に建築物の敷地が2以上接していること。

イ. 建築物の敷地が2以上の道路に接している場合においては、それぞれの道路に接しているものとする。

ウ. 現建築物が建築された時期が基準時以前か否か不明な場合は、基準時以前から存在するものとして扱うことがある。

② 建築物が基準時以前から存在したことの証明

建築物の登記、基準時以前に公的機関で作成された地図又は航空写真によることとし、必要に応じて住宅地図又は固定資産課税台帳等を参考とする。